

訓令名	理由	要旨
奈良県立高等学校等処務規程の一部を改正する訓令	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例において新たに介護時間が追加されることに伴い届出方法を規定するとともに、出張における復命方法を原則として文書によるものとするため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 介護時間の届出方法の追加 介護時間の届出方法を定めた規定を追加する。 (第13条関係)</p> <p>2 出張における復命方法の見直し 文書又は口頭によるものとなっている出張の復命方法を原則として文書によるものとする。 (第17条関係)</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会教育長訓令第七号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第十三条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 職員は、介護時間をとるうとするときは、介護時間簿に要介護者に係る医師の診断書等の証明書を添付して校長に願い出なければならない。

第十七条第四項中「又は口頭」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、緊急の場合又は用務が軽易な事項である場合は、口頭で復命することができる。

奈良県立高等学校等処務規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改 正 案	現 行
(休暇等の届出等)	(休暇等の届出等)
第十三条 略	第十三条 略
4 職員は、介護時間をとろうとするときは、 介護時間簿に要介護者に係る医師の診断書等 の証明書を添付して校長に願い出なければな らない。	4 職員は、介護時間をとろうとするときは、 介護時間簿に要介護者に係る医師の診断書等 の証明書を添付して校長に願い出なければな らない。
2・3 略	2・3 略
(出張)	(出張)
第十七条 略	第十七条 略
2・3 略	2・3 略
4 出張を命ぜられた職員は、帰校後直ちにそ の要領を文書で復命しなければならない。た だし、緊急の場合又は用務が軽易な事項であ る場合は、口頭で復命することができる。	4 出張を命ぜられた職員は、帰校後直ちにそ の要領を文書又は口頭で復命しなければなら ない。